

## 6 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する設置者の所見

いかなる理由があろうとも『いじめは絶対にしない・させない』という意識と行動する児童の育成をしなければならない。そのためには、教職員が『いじめは絶対に許さない』という強いメッセージを児童・保護者に向けて発信し続ける必要がある。

今回、当該学校においては「いじめは許さない」という教職員の思いは伝えたものの、その渦中にある児童らに対してどのように回避したり、解決したりするのか指導を行う必要がある。

事後の対応も重要であるが、このような事態に児童を追い込まないよう未然防止に取り組むことが重要である。児童に行った聞き取りやアンケートには、「先生に相談したかったが、できなかった」「授業に集中できない」といった具体的に困っている内容に関する記述もあった。

学校という小さい社会において、児童間において摩擦は起きることをあらかじめ想定し、その際に学校組織としてどのように対応するのか検討し、体制の再構築が必要である。

当該の学校においては、『いじめゼロ』を目指すことが望ましい。しかし、児童間におけるトラブルや諸問題は人と人との関わりがある以上起こり得る。『いじめ見逃しゼロ』を念頭に置き、対応にあたってもらいたい。

職員構成が変化し、経験が浅い教職員も増えてくるものと想定されるため、学校内にいる経験豊富な教職員とともに、指導法や児童の状況把握・言葉かけといった細かい配慮について伝えるだけでなく、対応策について校内支援会議などで話し合い、指導や支援を行う。

また、目標を立て繰り返しの指導や支援によって、その後の変化について追跡し、確認する場を設けるなどの工夫をして、見逃しの防止に努めてほしい。

逗子市教育委員会としては、教職員が学級における指導の見直しや教材研究・授業研究を行う際に指導力・授業力の向上の一助となるよう逗子市教育指導教員を派遣する。

また、児童の発達段階や健康面について適切に判断し、個々に応じた対応の仕方について教職員が理解し、対応できるよう心理の専門家であるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童の観察を行うほか、校内支援会議に参加し、集団指導と個別指導の具体的な方法についてアドバイスをを行う。

その他、先に挙げたような経験豊富な教職員が、これまでの経験から得られた指導技術のみに頼るのではなく、いじめに対する認知や対応について、教職員の研修会を行う。

児童が安心して学ぶことができる学校になるよう、教職員がこれまでの指導を見直し、新たな指導法の習得できるよう、働きかける。